

建設工事等入札制度の改善及び契約約款の一部改正について（お知らせ）

建設工事等の入札制度及び契約約款を次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 契約約款の一部改正について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴い遅延利息の率「3.0%」を「2.9%」に改正します。

※4月からの契約については、新しい約款を使用してください（佐野市ホームページよりダウンロードしてください）。

2 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法の改正について

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、算定方法を改正します。なお、適用日については、平成26年4月1日からとします。

現 行	改 正 後	備 考
①直接工事費の95% ※	—	予定価格の9.0/10を超える場合は9.0/10を乗じて得た額、7.0/10に満たない場合は7.0/10を乗じて得た額 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額
②共通仮設費の90%	—	
③現場管理費の80%	—	
④一般管理費の30%	④一般管理費の55%	
①+②+③+④=価格	①+②+③+④=価格	

3 失格判断基準（低入札価格調査制度）算定方法の改正について

適用日については、平成26年4月1日からとします。

(1) 項目別算定基準	
現 行	改 正 後
①直接工事費の75%（1万円未満の端数切り捨て） ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額	—
②共通仮設費の70%（1万円未満の端数切り捨て）	—
③現場管理費の80%（1万円未満の端数切り捨て）	—
④一般管理費の30%（1万円未満の端数切り捨て）	④一般管理費の55%（1万円未満の端数切り捨て）
①から④の算定基準額以上であること	①から④の算定基準額以上であること

(2) 総額算定基準	
現 行	改 正 後
①直接工事費の額の95% ※	① - ※
②共通仮設費の額の90%	② -
③現場管理費の額の80%	③ -
④一般管理費の額の30%	④一般管理費の額の55%
⑤工事価格の3%	⑤ -
①から④までの合計額に⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額	①から④までの合計額に⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額

4 建設業者の選定基準の改正について

建築一式工事について、等級区分と発注標準金額について次のように変更します。(土木一式工事、管工事は変更なし)

工事種類	等級区分	総合点数	発注標準設計金額	
			現 行	改 正 後
土木一式工事	A 級	800 点 以上	2,500 万円 以上	-
	B 級	800 点 未 満	2,500 万円 未 満	-
		650 点 以上	800 万円 以上	-
建築一式工事	C 級	650 点 未 満	800 万円 未 満	-
	A 級	650 点 以上	1,500 万円 以上	2,000 万円 以上
管工事	B 級	650 点 未 満	1,500 万円 未 満	2,000 万円 未 満
	A 級	700 点 以上	1,000 万円 以上	-
管工事	B 級	700 点 未 満	1,000 万円 未 満	-

5 取扱いの扱いについて

今までは、事後審査型条件付一般競争入札と指名競争入札に係わらず「〇〇工事の落札者は△△工事の落札者になれない」という表記でしたが、今後、同日に開札するような事後審査型条件付一般競争入札の場合、“落札者”を“落札候補者”とします(指名競争入札の案件は“落札者”のまま)。

これに伴い、取扱いの場合、〇〇工事の落札候補者は、△△工事の入札では辞退扱いとして開札を行いませんので、ご承知おきください。なお、〇〇工事の落札候補者が、入札参加資格の審査の結果、落札者になれなかった場合でも、△△工事の入札のやり直しなどは認められません。

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係
電話 0283-20-3027